

大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱

制 定 令和7年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条に規定する居住安定援助計画の認定及び法第54条に規定する報告徴収及び立入検査等の実施について、法、及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(事前相談)

第2条 法第40条の認定の申請を行おうとする者は、申請を予定している内容について、都市整備局及び福祉局と事前相談を行うものとする。

2 法第40条の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、法第44条第1項の計画変更の認定申請を行う場合は、都市整備局及び福祉局と事前相談を行うものとする。

(認定の通知)

第3条 法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画認定通知書（第1号様式）により行う。

(認定しない旨の通知)

第4条 市長は、法第40条の認定の申請に係る計画が、認定基準に適合しない場合は、居住安定援助計画を認定しない旨の通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(居住安定援助計画の変更等)

第5条 市長は、法第44条第1項の計画変更の認定に係る計画が、認定基準に適合する場合は、居住安定援助計画変更認定通知書（第3号様式）により認定事業者に通知するものとする。

2 認定事業者は、法第44条第1項及び規則第21条による軽微な変更をしようとするときは、居住安定援助計画の軽微な変更届出書（第4号様式）に、変更にかかる必要な図書を添えて市長に提出するものとする。

(専用賃貸住宅の目的外使用)

第6条 市長は、法第50条第1項の規定に基づく承認をする時は、目的外使用に係る承認通知書（第5号様式）により通知する。

(報告徴収及び立入検査)

第7条 法第54条の報告の徴収は、居住安定援助賃貸住宅事業状況報告依頼書（第6号様式）により認定事業者に通知する。

2 前項の規定による通知を受けた認定事業者は、市長が指定する日までに、居住安定援助賃貸住宅事業状況報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

3 法第54条の立入検査は、市長の指示を受けた者（以下「立入検査員」という。）が行う。

4 立入検査員は、前項の立入検査を実施したときは、速やかにその結果を市長に報告するとともに、認定事業者にも通知するものとする。

(改善命令)

第8条 法第55条の規定による改善命令は、居住安定援助賃貸住宅事業改善命令書（第8号様式）により行う。

(改善状況報告)

第9条 前条の規定により、必要な措置をとるべきことを命令された認定事業者は、速やかに措置を講じ、居住安定援助賃貸住宅事業改善状況報告書（第9号様式）を提出することにより、その結果を市長に報告しなければならない。

(認定の取消しの通知)

第10条 市長は、法第56条第3項の認定の取消しの通知を行うときは、居住安定援助計画認定取消通知書（第10号様式）によるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第
年
月
日
号

様

大阪市長

居住安定援助計画認定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった標記計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条の規定に基づき認定したので、同法第43条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 認定年月日

2 認定番号

3 住宅の名称

4 住宅の所在地

第2号様式（第4条関係）

第
年
月
日
号

様

大阪市長

居住安定援助計画を認定しない旨の通知書

年　　月　　日付けで申請のあった居住安定援助賃貸住宅事業に係る計画認定の申請については、次の理由により居住安定援助賃貸住宅事業の認定の基準に適合しないため、大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第4条の規定に基づき認定しないことを通知します。

1 申請された賃貸住宅の所在地

2 申請された賃貸住宅の名称

3 理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に大阪市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大阪市長

居住安定援助計画の変更認定通知書

年 月 日付で申請のあった居住安定援助計画（第 号）の変更について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第2項において準用する同法第41条の規定に基づき認定したので、同法第44条第2項において準用する同法第43条第1項の規定に基づき通知します。

第4号様式（第5条関係）

年　月　日

大阪市長様

(賃貸人)

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名所

代表者氏名

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名所

代表者氏名

居住安定援助計画の軽微な変更届出書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第21条第2項の規定に基づき、居住安定援助計画の軽微な変更を届け出ます。

認定番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更予定期間

備考

変更の認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

第5号様式（第6条関係）

第
年
月
日
号

様

大阪市長

目的外使用に係る承認通知書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第32条の規定に基づき、 年 月 日付で申請のあった居住安定援助計画（第 号）に係る専用賃貸住宅の目的外使用について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の承認をしたので通知します。

第6号様式（第7条関係）

第
年
月
号
日

居住安定援助賃貸住宅事業状況報告依頼書

様

大阪市長

次の居住安定援助計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項及び大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第7条第1項の規定により、下記の事項について報告を依頼します。

記

居住安定援助賃貸住宅の名称等	
居住安定援助賃貸住宅の所在地	
認定年月日及び認定番号	年　月　日
報告期限	年　月　日
報告事項	

第7号様式（第7条関係）

第
年
月
号
日

居住安定援助賃貸住宅事業状況報告書

大阪市長

(賃貸人)

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名所

代表者氏名

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名所

代表者氏名

次の居住安定援助計画について、大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第7条第2項により、管理状況を報告します。

記

居住安定援助賃貸住宅の名称等	
居住安定援助賃貸住宅の所在地	
認定年月日及び認定番号	年　　月　　日
報告事項	

第8号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

居住安定援助賃貸住宅事業改善命令書

様

大阪市長

下記の居住安定援助計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第55条の規定に基づき、改善の措置を命じます。

なお、期日までに大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第9条に定める居住安定援助賃貸住宅事業改善状況報告書の提出がない場合、改善が見られないものとして取り扱うこととなりますので、必ず期日までにご提出ください。

記

居住安定援助賃貸住宅の名称等	
居住安定援助賃貸住宅の所在地	
認定年月日及び認定番号	年 月 日
命ずる措置	
改善の期限	年 月 日

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第9号様式（第9条関係）

年　月　日

居住安定援助賃貸住宅事業改善状況報告書

大阪市長

(賃貸人)

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名所

代表者氏名

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

届出者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名所

代表者氏名

次の居住安定援助計画について、大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第9条により、改善状況を報告します。

記

居住安定援助賃貸住宅の名称等	
居住安定援助賃貸住宅の所在地	
認定年月日及び認定番号	年　月　日
報告事項	

第10号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大阪市長

居住安定援助計画認定取消通知書

次の居住安定援助計画について、法第56条第 項第 号に基づき認定を取り消したので、同条第3項及び大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

居住安定援助賃貸住宅の名称等	
居住安定援助賃貸住宅の所在地	
認定年月日及び認定番号	年 月 日
理 由	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。